

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年8月30日／

大阪府知事 殿

提出者

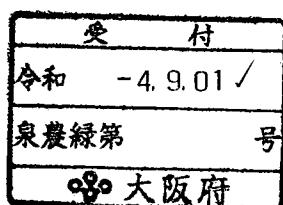
住所 泉大津市下条町16-1

氏名 泉大津市立病院

泉大津市病院事業管理者 石河 修

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0725-32-5622



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	泉大津市立病院／
事業場の所在地	泉大津市下条町16-1／
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日／

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	83：医療業
②事業の規模	病床数230床／
③従業員数	404人／
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

・別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特 別 管 理 产 業 廃 棄 物 の 种 類	感 染 性 廃 棄 物	—
	排 出 量	55 t	— t
(これまでに実施した取組)			
・分別の徹底			
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 产 業 廃 棄 物 の 种 類	感 染 性 廃 棄 物	—
	排 出 量	46 t	— t
(今後実施する予定の取組)			
・ゴミ削減を周知徹底する ・分別をより一層徹底する			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	・別紙のとおり	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	・別紙のとおり（現在と同じ） ・分別をより一層徹底する	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	感 染 性 廃 棄 物	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	感 染 性 廃 棄 物	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	感 染 性 廃 棄 物	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により 減量した特別管理 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	感 染 性 廃 棄 物	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により 減量する特別管理 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
①現状		自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)				
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
②計画		自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
①現状		全処理委託量	55 t	— t
		優良認定処理業者への処理委託量	55 t	— t
		再生利用業者への処理委託量	— t	— t
		認定熱回収業者への処理委託量	55 t	— t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
(これまでに実施した取組) ・特になし				

		【目標】		
		特 別 管 理 産 業 廃 葻 物 の 種 類	感 染 性 廃 葻 物	-
		全 处 理 委 託 量	46 t	- t
		優 良 認 定 处 理 業 者 へ の 处 理 委 託 量	46 t	- t
		再 生 利 用 業 者 へ の 处 理 委 託 量	- t	- t
		認 定 热 回 収 業 者 へ の 处 理 委 託 量	46 t	- t
		認 定 热 回 収 業 者 以 外 の 热 回 収 を 行 う 業 者 へ の 处 理 委 託 量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) ・特になし				
		【前年度（令和3年度）実績】		
電子情報処理組織の使用 に関する事項		特 別 管 理 产 業 廃 葻 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	55 t	
		(今後実施する予定の取組等) 令和5年度から電子マニュフェストによる報告を行う予定である。		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなつた産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行つてゐる処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

泉大津市立病院感染性廃棄物処理指針

1 目的

この指針は、廃棄物の処理および清掃に関する法律(以下「法」という。)の規定により特別管理廃棄物に指定された、泉大津市立病院(以下「病院」という。)から排出された感染性廃棄物(人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう)について、適正な処理の確保を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を資することを目的とする。

2 用語の定義

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 「廃棄物」とは法で定める、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状の物(放射性廃棄物及びこれによって汚染された物を除く)をいう。
- (2) 「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他令で定める廃棄物をいう。
- (3) 「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染症その他の人の健康または生活環境にかかる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- (5) 「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染症その他の人の健康または生活環境にかかる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- (6) 「感染性廃棄物」とは、病院から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。
- (7) 「感染性一般廃棄物」とは、特別管理一般廃棄物である感染性廃棄物をいう。
- (8) 「感染性産業廃棄物」とは、特別管理産業廃棄物である感染性廃棄物をいう。

3 本指針は、感染性廃棄物について適用する。

4 感染性廃棄物の判断基準

感染性廃棄物の具体的な判断に当たっては、(1)、(2)又は(3)によるもとする。

(1) 形状の観点

- ①血液、血清、血漿及び体液(精液を含む。)(以下「血液等」という)
- ②手術等に伴って発生する病理廃棄物(摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等)
- ③血液等が付着した鋭利なもの
- ④病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの

(2) 排出場所の観点

感染症病床、手術室、緊急外来室及び検査室（以下「感染症病床等」という。）において治療、検査等に使用された後、排出されたもの

(3) 感染症の種類の観点

①感染症法の一類、二類、三類感染症、指定感染症及び新感染症並びに結核の治療、検査等に使用された後、排出されたもの

②感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。）

○医療器材…注射針、メス、ガラス製器材

○ディスポーザブル製品…ピンセット、注射器、カテール類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バッグ、リネン類等

○衛生材料…ガーゼ、脱脂綿等

紙おむつについては参考1. 1を参照のこと

(4) 医療器材としての注射針、メス、ガラス製品（破損したもの）等については、メカニカルハザードの観点から感染性廃棄物と同等の扱いとする。また、鋭利なものについては、未使用のもの、血液が付着していないもの又は消毒等により感染性を失わせたものであっても、感染性廃棄物と同等の扱いをする。

(5) 透析回路はこれらに含まれている血液等が分離されず一体的に処分されていることから、感染性廃棄物に該当する。また、輸液点滴セット（バックを除く）については血液が付着している針が分離されずに一体的に処分されていることから感染性廃棄物に該当する。（参考1. 2参照）

病院から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該否について判断できるが、これらいずれの観点からも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、医師によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

感染性廃棄物の判断フローは次頁のとおり

感染性廃棄物の判断フロー

感 染 性 廃 棄 物

【STEP 1】(形状)

- 廃棄物が以下のいずれかに該当する。
- ① 血液、血清、血漿及び体液(精液を含む。)(以下「血液等」という。)
 - ② 病理廃棄物(臓器、組織、皮膚等^(注1))
 - ③ 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの^(注2)
 - ④ 血液等が付着している鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)^(注3)

YES

NO

【STEP 2】(排出場所)

- 感染症病床^(注4)、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において治療、検査等に使用された後、排出されたもの

YES

NO

【STEP 3】(感染症の種類)

- ① 感染症法の一類、二類、三類感染症、指定感染症及び新感染症並びに結核の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- ② 感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材等(ただし、紙おむつについては特定の感染症に係るもの等に限る。)^(注5)

YES

NO^(注6)

非 感 染 性 廃 棄 物

(注) 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)

(注1) ホルマリン漬臓器等を含む。

(注2) 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

(注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイヤル等

(注4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、指定感染症及び新感染症の病床

(注5) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブルの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ、標本(検体標本)等

なお、インフルエンザ、麻疹、レジオネラ症等の患者の紙おむつ(参考1.1参照)は、血液等が付着していないければ感染性廃棄物ではない。

(注6) 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

(参考1. 1) 紙おむつについて

感染症法に規定される感染症に関し、使用後排出される紙おむつについて、感染性廃棄物の該否の別は、次の表のとおりである。

表 感染症ごとの紙おむつの取扱い

感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い(※)	備考
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱	○	
二類	急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス	○	
三類	腸管出血性大腸菌感染症	○	
四類	E型肝炎、A型肝炎、高病原性鳥インフルエンザ、サル痘、炭疽、ニパウイルス感染症、ボツリヌス症、レプトスピラ症 ウエストナイル熱、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、腎症候性出血熱、つつが虫病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、マラリア、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、レジオネラ症	○ ×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
五類	アメーバ赤痢、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、クリプトスボリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、ジアルジア症、水痘、手足口病、突発性発しん、梅毒、パンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、パンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性綠膿菌感染症、流行性角結膜炎 RSウイルス感染症、インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザを除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く。）、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、後天性免疫不全症候群、細菌性髄膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、伝染性紅斑、破傷風、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、麻しん、無菌性髄膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症	○ ×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
指定感染症		○	
新感染症		○	

(※) ○：感染性廃棄物 ×：非感染性廃棄物

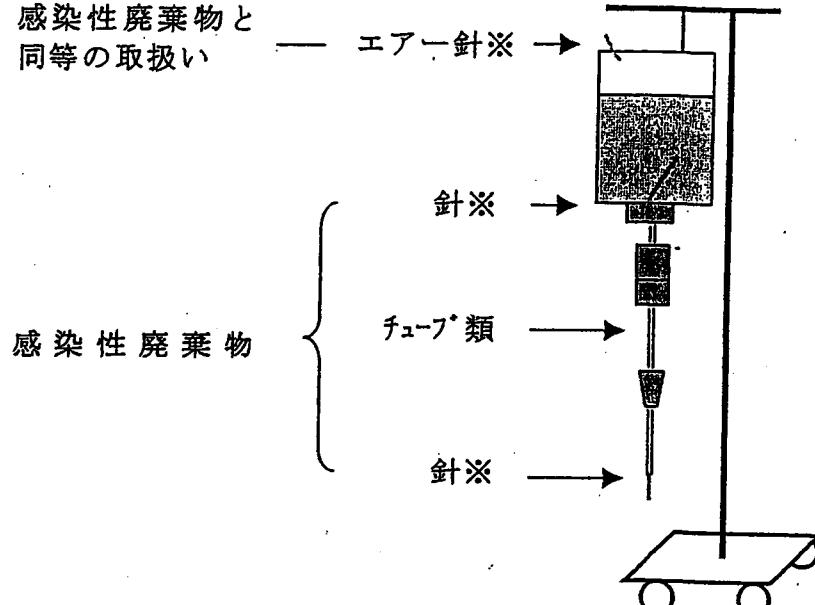
医療機関から発生する主な廃棄物

	種類	例
産業廃棄物	燃え殻	焼却残灰
	汚泥(汚でい)	血液(凝固したものに限る)、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃油	アルコール、キシロール、クロロホルムなどの有機溶剤、灯油、ガソリンなどの燃料油、入院患者の給食に使用した食料油、冷凍機やポンプなどの潤滑油、その他の油
	廃酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃酸
	廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液(凝固していない状態のもの)、その他のアルカリ性の液
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニールチューブ、その他の合成樹脂製のもの
	ガラスくず及び陶器 製くず	アンプル、ガラス製の器具、瓶、その他のガラス製のもの、ギプス用石膏、陶磁器製の器具、その他の陶磁器製のもの
	金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
	ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋など
	ばいじん(ばい塵)	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集塵施設で回収したもの
一般廃棄物		紙くず類、厨芥、繊維くず(包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類)、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」など

(参考 1. 2)

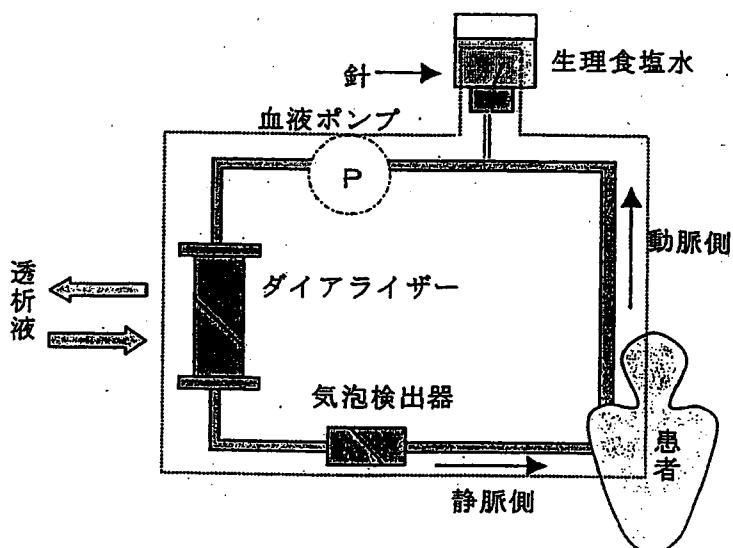
(1) 輸液点滴セットについて

感染性廃棄物と
同等の取扱い



※針は感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

(2) 透析等回路について



点線内が感染性廃棄物

※針は感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

ダイアライザー、チューブ等血液が含まれる部分については感染性廃棄物に該当する。

5 感染性廃棄物の管理

(1) 院長は病院内で発生する感染性廃棄物を適正に処理するため特別管理廃棄物管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、管理体制の充実を図るものとする。

① 管理責任者は処理計画書及び管理規定に基づいて感染性廃棄物の排出、分別、梱包、中間処理等に係る具体的な実施項目を作成し、関係者に周知・徹底しなければならない。

② 管理責任者は医師、薬剤師、助産師、看護師、臨床検査技師の資格を有する者でなければならない。

(2) 院長は病院内で発生する感染性廃棄物の種類、発生量等を把握し、適正な処理が行われるよう処理計画を定めるものとする。

処理計画には次の事項を定めるものとする。

- ①発生状況
 - ②分別方法
 - ③病院内の収集・運搬方法
 - ④滅菌・消毒等の方法
 - ⑤梱包方法
 - ⑥保管方法
 - ⑦収集・運搬業者及び処分業者の許可証、委託契約の写し

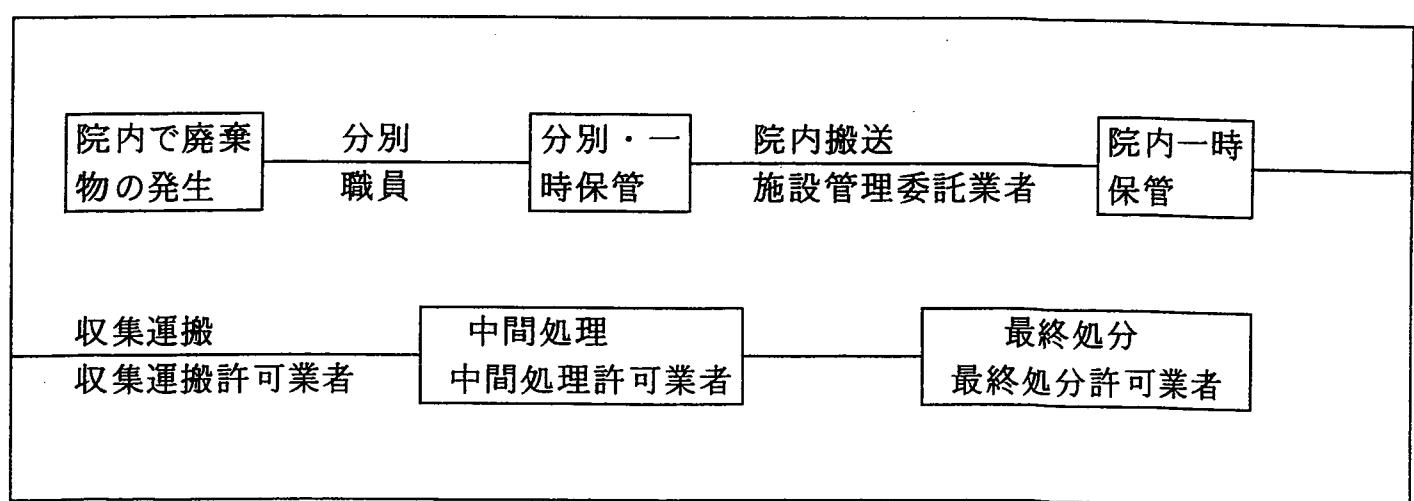
（3）院長は病院内における感染性廃棄物の取扱いについて、管理規定を作成するもの

七、危险废物的处理毛细

廃棄物の処理とは、廃棄物が発生してから最終的に処分されるまでの「分別」、「保管」、「収集」「運搬」「再生」及び「処分」までの一連の流れの行為をいいます。

病院は院内での収集・保管業務を施設管理委託業者に、また、収集運搬及び中間処理を廃棄物処理法第14条第4項の許可を受けた業者に委託するものとする

廢棄物処理 7 口一



(1) 分別

感染性廃棄物は他の廃棄物と分別して排出するものとする。

感染性廃棄物：注射針類、手袋、血液の付着したガーゼ類、針付き点滴ルート類

産業廃棄物：アンプル、バイアル瓶等のガラス類、

点滴瓶等のプラスチック類

一般廃棄物：紙くず、厨芥の一般ゴミ類

缶、瓶の資源ゴミ類

(2) 施設内における移動

感染性廃棄物の施設内における移動は、移動の途中で内容物が飛散・流出するおそれのない容器で行うものとする。

(3) 施設内における保管

①感染性廃棄物の保管は、極力短期間とする。

②感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外立ち入れないよう配慮し、他の廃棄物と区別して保管する。

③感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示するとともに取扱いの注意事項を記載する。

注意事項の記載

注意

- ・ 感染性廃棄物保管場所につき関係者以外立ち入り禁止する
- ・ 許可なくして梱包容器等の持ち出しを禁止する
- ・ 梱包容器等は破損しないよう慎重に取り扱うこと
- ・ 梱包容器等の破損等を見つけた場合は下記へ連絡して下さい。

特別管理廃棄物管理責任者

連絡先 Tel

(4) 梱包

感染性廃棄物の収集又は運搬を行う場合は、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬する。収集又は運搬は、次のような運搬容器に入れて、密閉するものとする。

①密閉できる容器を使用すること。

②収納しやすい容器を使用すること。

③損傷しにくい容器を使用すること。

(5) 表示

感染性廃棄物を収納した運搬容器には、感染性廃棄物である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示しなければならない。

(6) 病院内処理

病院で行う処分の方法は、高圧蒸気滅菌装置(オートクレーブ)を用いて滅菌する方法で細菌培養培地を121℃30分で滅菌処理するものとする。

(7) 委託契約

- ① 病院は、感染性廃棄物の処理を委託するときは、廃棄物処理法に定める委託基準に基づき委託契約を締結しなければならない。
- ② 委託して行うときは、感染性廃棄物を引き渡す際に、廃棄物の種類、量、性状及び取扱い方法等を記載したマニフェストを交付しなければならない。
- ③ 病院は感染性廃棄物が適正に処理されたことを処理業者から返送されたマニフェストの写しにより確認しなければならない。
- ④ 病院は感染性廃棄物が適正に処理されていることを確認するため、委託業者の処理内容を現場確認しなければならない。

附則

この指針は平成15年12月1日から施行する。

附則

この指針は平成16年5月1日から施行する。

廃棄物分別

- ・医療廃棄物…病院の医療行為に従つて発生する廃棄物
- ・感染性廃棄物…医療廃棄物のうち人が感染し、また感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物、又はこれらの感染症を生じるおそれのある廃棄物

廃棄物種別	分 别	内 容	容 器	廃棄物置場
医療廃棄物 (非感染性)	プラスチック類	血液・体液で汚染されていないもの: 合成樹脂の器具、レンジゲンフィルム、ビニールチューブ その他薬品、試薬等のプラスチック製容器等 輸液ボトル、消毒薬等空容器 その他の合成樹脂製のもの		
	ガラスくず及び陶器 金属くず	ビン・カン類 点滴ビン・バイアル、ギブス用石膏、陶磁器製の器具 金属性機械器具、金属製ベッド、金属くず等	ビニール袋	産業廃棄物置き場
医療廃棄物 (感染性)	感染性一般廃棄物 感染性産業廃棄物	感染性一般廃棄物 実験動物の死体、血液が付着した紙くず、繊維くず(脱脂綿、ガーゼ、包帯等)。 手術などにともなつて発生する臓器、組織。実験、検査などに使用した培地。 汚染物が付着した恐れのある紙くず繊維くず。 血液、血清、血漿、体液(精液を含む)、血液製剤。注射針、メス、輸液セット、試験管 シャーレ等血液の付着したもの。実験、検査等に使用した、試験管、シャーレ等。 血液が付着した、実験、手術用の手袋、チューブ類等。 汚染物が付着した廃プラスチック類等。		
一般ごみ 資源ごみ	燃えるゴミ ビン・カン類 プラスチック類	木くず 紙くず 診療材料の包装紙類(滅菌パック等)、本など、残飯 血液・体液で汚染されていないもの: ガーゼ、綿棒・布類ディスポガウン等 ジュースの缶など ペットボトルなど	医療用廃棄物容器 ビニール袋	感染性廃棄物倉庫 塵芥集積室
	ダンボール	ダンボール類		ダンボール置場

廃棄物処理フロー

- ①院内で廃棄物の発生
- ②分別・一時保管
- ③院内一時保管
(収集運搬許可業者により)
- ④中間処理許可業者へ
- ⑤最終処分許可業者により最終処分
200812.01